

# 管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託に関する 受託候補者選定実施要領

制定 令和4年3月4日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する委託費用の上限は、3,000,000円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受託希望者の募集)

第3条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第4条第4項に定める提案書の提出は、令和4年3月4日（金）午前10時から令和4年3月18日（金）午後5時までに、次に掲げる事項を記載した業務受託に関する提案書（以下「提案書」という。）に、受託希望金額に関する見積書、同種業務等の契約書の写し及び添付書類を添え、提出するものとする。

ア 本業務を実施する場合の体制及び業務実績

イ 管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託仕様書に係る提案

ウ 受託希望金額

エ 本提案に関する連絡先

(2) 要綱第4条第5項に定める質問は、令和4年3月11日（金）午前10時までに、行わなければならないものとする。

(3) 要綱第4条第6項に定めるホームページでの公開は、令和4年3月14日（月）午後5時までにを行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

第4条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 都市計画局まち再生・創造推進室長

(2) 都市計画局まち再生・創造推進室空き家対策課長

(3) 都市計画局まち再生・創造推進室京町家保全継承課長

(4) 都市計画局まち再生・創造推進密集市街地・細街路対策課長

(受託候補者の選定等 )

第5条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第1号に掲げる事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価する。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても当該受託希望者の他の者からの応募の可能性があると判断できない場合は、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号、第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託に関して適用する。